



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL

シドニー日本人国際学校

入学規約

入学規約

1. 入学申請書

- 1.1 入学申請書は、すべての保護者が署名することが必要である。署名後は本規約に含まれる義務について連帯して責任を負うことになる。
- 1.2 入学は、返金不可の入学金\$1,500 と、転退学時に返金可能な学校債\$1,500 の支払いが完了した時点で承認とする。
- 1.3 保護者が、児童生徒の入学を入学申請書に記入した年から次年度以降に変更する場合、学校の承認を得る必要がある。承認された場合、入学申請料\$220 を再度支払う必要はない。ただし、これは、次年度以降の入学を保証するものではない。
- 1.4 登校初日までに、最初の学期分学費の支払いを完了していることが入学の条件となる。期日までに学費が支払われない場合、入学許可は無効となる。

2. 条件付き入学

- 2.1 入学は全て、学校がその児童生徒のニーズに対応可能であると判断した場合に限る。そのため、対応困難と判断された場合、入学は取り消されることがある。
- 2.2 保護者は、児童生徒のニーズを把握するために必要なレポートや評価（アセスメント）の提供が学校から求められた際には、直ちに提出する必要がある。
- 2.3 入学にはご家族がオーストラリアで合法的に居住・就労・就学するための適切なビザを保持している必要がある。ビザの種類によっては、入学が認められない場合がある。

3. 学費および諸経費

- 3.1 保護者には、決められた授業料を支払う義務がある。学校は、授業料及び諸費用を定期的に見直し、更新を4月におこなう。
- 3.2 児童生徒が保持する政府補助金の対象にならないビザの種類によっては、追加の授業料が発生する場合がある(例：Overseas Student Subclass 500)。
- 3.3 入学申請手数料\$220は Commonwealth Bank が提供する BPOINT という安全な支払いポータルを介して支払う。この BPOINT で VISA と Mastercard を使用した場合、手数料が発生する。入学申請手数料は、いかなる理由においても返金されない。
- 3.4 保護者は、学校が定める授業料、活動（遠足を含む）および児童生徒へのその他の物品やサービスの提供に関するすべての費用および手数料を、学校に支払わなければならない。
- 3.5 授業料および諸費用は、各学期開始日の1週間前までに支払うものとする。但し、請求書に変更があった場合は、その請求書の発行日から7日以内に全額支払うものとする。
- 3.6 保護者が料金および費用の請求書支払期限から30日以内に支払いを完了しない場合、未払い料金の回収に要する管理上および財務上の費用を含む遅延料金を支払う義務を負うものとする。
- 3.7 料金および費用の請求書が未払いの場合、児童生徒は学校が提供する活動（例えば、遠足など）への参加が認められない場合がある。
- 3.8 支払期限から60日を過ぎても支払いがない場合、児童生徒の入学を保留とし、学校は、事前通知なしに児童生徒の入学を取り消す権利を有す。
- 3.9 児童生徒が病気、休学、停学、退学、またはその他の理由により欠席した場合にも、授業料および諸費用の全額または一部を免除または返金することはしない。
- 3.10 学校は、必要と判断した場合、児童生徒のために一時的な支出を負担することがある。これには、教科書、校外学習、教育プログラム、文房具、機材などの費用が含まれる。これらの付帯費用は、保護者に対して請求する授業料および諸費用として請求される。
- 3.11 保護者は、学校が児童生徒のために負担した医療費や救急車費用について、支払い義務を負う。
- 3.12 同時期に同じ家族から児童生徒が2人以上在籍している場合、2人目以降の児童生徒の授業料は10%割引になる。

4. 休学

- 4.1 病気等の理由や、保護者の都合等で、一時的に国外または通学範囲を超える地域に転居する等の理由により、保護者は児童生徒の休学を申し出ることができる。ただし、シドニー市内の他の学校に通学するための休学、および、受験等による一時帰国に伴う休学は認めない。
- 4.2 休学の期間は、学期単位とし、原則 1 学期以上、2 学期を超えない期間とする。その期間を超える場合には、転退学とし、再入学の手続きを取ること。1 学期に満たない場合は、休学とはせずに、欠席（長期欠席）扱いとする。
- 4.3 休学中の納入金は期間の長短に拘わらず \$ 2,000 とし、その請求書の発行日から 7 日以内に全額支払うものとする。ただし、授業料等の改定によりこの額を変更することもある。
- 4.4 休学後に復学した場合は納入金を授業料の一部として充てることができる。

5. 転退学

児童生徒が転退学する場合、NSW 教育基準局（NESA）の規定により、保護者は転校先を学校に書面で通知する必要がある。

5.1 オーストラリア国内での転退学の場合：

保護者は 1 学期以上前に転退学届を提出すること。転出日の 1 学期以上前に転退学届が提出されない場合は 1 学期分の授業料を支払うこと。

5.2 オーストラリア国外への転退学の場合：

保護者は 4 週間前までに転退学届を提出すること。転退学日の 4 週間前までに転退届の提出がない場合は 4 週間分の授業料を支払うこと。

6. 児童生徒の義務

児童・生徒は高い行動規範を持ち、以下のことを行うことが求められる。

- 6.1 学校の価値観と理念を実践すること
- 6.2 常に互いに対して、および教職員、来訪者、その他の学校コミュニティのメンバーに対して常に礼儀正しく配慮ある行動をとること
- 6.3 学校の評判を損なう行為をしないこと（SNS や出版物なども含む）

- 6.4 校長が指定する行事（スポーツデー、語学学習発表会、キャンプなど）に出席・参加すること
- 6.5 規定の制服を正しく着用し、登下校時も含めて学校の外でも節度ある身だしなみを保つこと
- 6.6 病気や出席免除が認められている場合を除き、授業に出席すること

7. 保護者の義務

保護者は、以下を遵守しなければならない：

- 7.1 学校および校長の指示に従い、学校の運営に干渉しないこと
- 7.2 学校の目標、価値観、活動を支持すること
- 7.3 定期的に学校のアプリを閲覧し、週刊ニュースレターに目を通すこと
- 7.4 学校の方針（ポリシー）を読み、理解すること
- 7.5 自宅住所、郵便番号、メールアドレス、その他の連絡先情報、および入学願書に記載された情報の変更が生じた場合、変更後 1 ヶ月以内に書面により学校に通知すること。通知がないことにより、学校から保護者に連絡が取れない、または郵便物が返送される等の事態がおこった場合、入学許可が取り消されることがある
- 7.6 児童生徒のビザの状況に変更があった場合は、政府の規定を遵守し、入学資格や授業料への影響を確認するため、速やかに学校へ連絡すること
- 7.7 学校の敷地内での児童生徒の送迎に関する学校の指示および学校職員の指示に従うこと。
- 7.8 常に互いに対して、および教職員、来訪者、その他の学校コミュニティのメンバーに対して常に礼儀正しく配慮ある行動をとること
- 7.9 児童生徒の欠席理由を学校へ報告すること
- 7.10 親権・養育権または保護の取り決めに関わる事項、その変更、または児童生徒の教育および福祉に影響を及ぼすその他の命令または取り決めがあった場合、文書の写しを学校に提供すること
- 7.11 児童生徒が指定された制服の全アイテムを清潔で良好な状態に保つこと、および学校が指定する教科書、文房具、その他の備品を備えること
- 7.12 保護者面談や行事への参加に努めること
- 7.13 学校の名誉を損なうおそれのある言動を、印刷物やソーシャルメディア、電子メ

ディアを含むいかなる媒体においても行わないこと

8. 特別なニーズ、健康と安全について

- 8.1 保護者は、児童生徒が医学的、身体的、心理的に特別なニーズがあること、またはこれらのニーズの変化に気付いた場合、直ちに学校に通知しなければならない。
- 8.2 児童生徒が病気や怪我をし、緊急の病院や医療処置（注射、輸血、手術など）が必要な際、保護者がその処置を承認することが難しい場合は、校長が、校長が不在の場合は教頭か教務主任が、その処置に必要な権限を与えることができる。保護者は、そのような治療から直接的または間接的に生じるすべての費用と経費について、学校とその教職員、代理人に支払うものとする。
- 8.3 児童生徒は自分の持ち物に対して責任を持ち、学校は持ち物の紛失に対していかなる責任も負わない。
- 8.4 保護者は、児童生徒の写真やビデオを学校のウェブサイト、学校ニュースレター、ソーシャルメディアポータル、その他のマーケティングやプロモーションの素材に掲載することを許可する必要がある。
- 8.5 安全を保つために、校長またはその代理が、合理的な理由に基づいて、児童生徒のカバン、ロッカーまたはその他の所持品を検査することができる。

9. 教育プログラムおよび活動

- 9.1 教育活動の内容や構成は学校の裁量で決定される。
- 9.2 学校は、予告なくプログラムや活動内容などを変更することがある。
- 9.3 校長の同意がない限り、児童生徒はすべての学校行事（課外活動、キャンプなど）に参加しなければならない。これらの活動には、料金やプログラム費用が発生する場合があります、出席の如何に関わらず支払いが派生する。

10. 成績表（アカデミックレポート）

第2学期と第4学期の最終日に成績表（アカデミックレポート）を発行する。

11. 欠席の申請

保護者は、児童生徒が3日以上学校活動を欠席する場合、校長に事前申請をする必要がある。

12. 停学および退学

12.1 学校は、以下のような理由があるとき、いつでも停学または退学させることができるものとする（ただし、下記に限定されない）。

- a) 学校の価値観と行動規範に対する重大な違反行為
- b) 学校の評判や安全に対する著しい悪影響
- c) 学校と保護者の間の信頼関係が、修復不可能と校長または学校経営陣が判断した場合

12.2 学校は、児童生徒とその保護者に、退学を決定する可能性のある行為の詳細を伝え、弁明の機会を与え、手続き上、公正であった場合にのみ、退学の手続きを行う。

12.3 入学前または入学後に、児童生徒の特別支援に関する詳細が学校に提供されていない、または提供された詳細が虚偽であったと学校が判断した場合、学校は事前通知なしに退学を命ずることができる。

13. プライバシー

保護者は、学校のプライバシーポリシーを読んで理解する必要がある。

14. 規約の変更

学校は本規約を変更することがあり、その場合は1学期前までに通知する。

15. 定義

本規約において；

「保護者」とは、当校と入学契約を結んだ保護者（複数可）を意味とする。

「学校」とは、シドニー日本人国際学校（Sydney Japanese International School）を意味とする。

「児童生徒」とは、「入学申請書」に記載されている児童生徒を意味とする。